

平成30年度  
第1回福島県森林審議会議事録

日時：平成30年8月9日（木）  
場所：ビッグパレットふくしま 3階 小会議室2

福島県農林水産部  
森林計画課



## 平成30年度第1回福島県森林審議会議事録

- 1 日 時 平成30年8月9日(木) 13時30分～14時00分
- 2 場 所 ビッグパレットふくしま 3階 小会議室2
- 3 出席委員 10名

司会  
(森林計画課  
主任主査)

本日は、悪天候の中、森林審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、当初の予定では午前中に現地調査を行う予定でございましたが、台風の影響を考慮し、中止という判断をさせていただきました。現地調査に御出席の予定でおられました委員の皆様には、日程の調整や事前準備など行っていただいていたところ、大変申し訳ございませんでした。改めて、お詫び申し上げます。

それでは、本日、進行役を務めさせていただきます、森林計画課小野と申します。よろしく申し上げます。

それでは、只今より福島県森林審議会を開催いたします。  
森林審議会の開会に先立ちましてご説明いたします。  
本審議会は、森林法に基づき設置されている県の附属機関でございます。

また、県が策定しております「付属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設け、県民の方に公開することとなっておりますので、御了解願います。

それでは、只今より第1回福島県森林審議会を開催いたします。  
はじめに、福島県農林水産部 森林林業担当次長 飯沼より、挨拶を申し上げます。

農林水産部  
次長

平成30年度第1回福島県森林審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、今般の森林審議会委員の改選に際しまして、委員就任をお願いしましたところ、快くお引き受けいただき、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

また、本日はお忙しい中かつ台風の影響で悪天候の中、審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、東日本大震災及び原発事故から7年余りが経過しました。この間、県といたしましては、間伐等と併せて放射性物質対策に努める、ふくしま森林再生事業をはじめ、海岸防災林の造成、県産材の需要拡大、マツノザイセンチュウ抵抗性品種や少花粉スギの開発など林木育種事業に取り組んでまいりました。

また、本年6月10日には、南相馬市雫地区において天皇皇后両陛下御臨席のもと第69回全国植樹祭を開催し、本県の復興に向かって強く歩み続ける姿や、国内外からの復興支援に対する感謝の気持ちを広く発信することができたと思っております。

さて、森林審議会は、森林法に基づき設置される県の附属機関であり、地域森林計画の樹立・変更を始め、林地開発の許可や森林病虫害の防除に関する事など、本県の森林・林業に係る重要な事項について、御審議をいただくこととしておりますが、本日の審議会は、7月の委員改選後初めての開催となりますことから、会長及び会長代行の選出や、森林保全部会委員及び部会長の指名を議題としております。

今後とも、地域の実情を踏まえた地域森林計画の策定及び実行により、森林・林業の発展に努めてまいり所存でございますので、委員の皆様御支援と御協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

司会  
(森林計画課  
主任主査)

ここで、お手元の資料の確認をお願いします。  
本日お配りしております資料は、配布資料一覧表のとおり、次第、出席者名簿、座席表、審議会委員名簿、森林審議会関係法令集となっております。

お持ちでない資料等がございましたら、お申し付けください。  
よろしいでしょうか。

本日は、改選後初めての審議会でございます。  
お手元の審議会委員名簿により、50音順で紹介させていただきます。

秋元公夫委員、大波敏子委員、今野万里子委員、齋藤久美子委員、齋藤澄子委員、酒井美代子委員、白岩和子委員、豊田新一委員、藤野正也委員、緑川平壽委員。

なお、遠藤忠一委員、大平宏之委員、香月英伸委員、前後公委員、山本美穂委員の5名から欠席の御報告をいただいております。

続きまして、県側の出席者を紹介させていただきます。  
なお、県側の出席者でございますが、配付資料一覧表の出席者名簿及び座席表を御覧願います。

それでは、次第3の「報告」事項に移らせていただきます。  
審議会の成立についてでございますが、委員総数15名のところ、現在10名の御出席をいただいております、委員の過半数の出席を得て

おりますので、福島県森林審議会規程第4条の規定により、当審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、次第4の「議事」に入らせていただきます。

議事1つめは、「会長及び会長代行者の選出について」です。

はじめに、会長の選出ですが、選出方法については、森林法第71条により、委員の互選によって決めていただくことになっております。

議長は、会長が行うこととなっておりますが、新たな会長が選任されるまで、仮議長により進めたいと存じます。

仮議長には、前審議会で会長代行を務めていただきました秋元委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、秋元委員に仮議長をお願いしたいと存じます。秋元委員には、議長席にお移り願います。

仮議長  
(秋元委員)

ただいま仮議長に指名されました秋元でございます。

会長が決まります間、仮議長の職を務めさせていただきますので、御協力をお願いします。

会長の選出に入ります前に、委員の皆様には本審議会の議事録署名人を仮議長指名によって選任してよろしいか伺います。

(異議なしの声)

それでは、議事録署名人を御指名申し上げます。

今野万里子委員と齋藤久美子委員をお願いいたします。

よろしくお願い致します。

それでは、会長の選出に入ります。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、森林法第71条により会長は委員の互選となっておりますが、どなたがよろしいでしょうか。

緑川委員

会長の候補者として、藤野正也さんを推薦します。

理由は、藤野さんは京都府立林業大学校の教授をしているということと、先日、いわき市で開催されました第47回全国林業後継者大会において、活動発表及びパネルディスカッション等においてコ

ーディネーターを務められました。

したがいまして、福島県の林業に大変詳しい方だと思いますので推薦いたします。よろしく願いいたします。

仮議長  
(秋元委員)

ただいま、藤野委員との御提案がありました。他に御意見はございますでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、御異議がないようですので、藤野委員に会長をお願いしたいと思いますが、お引き受けいただけますでしょうか。

(藤野委員了承)

それでは、藤野委員をお願いいたします。

私事ですが、私は東京で2年前発表会を行ったときに、藤野さんには御指導を受けた他、色々お世話になったところです。あのときはありがとうございました。

それでは、会長が選任されましたので、これで仮議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

司会  
(森林計画課  
主任主査)

秋元委員、ありがとうございました。お席にお戻りください。

それでは、藤野委員、会長席にお移り願います。

それでは、藤野会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

藤野会長

会長就任にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思えます。

本日は、足下の悪い中、皆様お集まりいただきありがとうございます。

今し方、会長に御指名して頂きましたけれども、私自身としましては、福島県の森林・林業についてそこまで精通しているかということ、これだけいらっしゃる皆様の方が精通していらっしゃるのではないかと思うところがございます。私は、どちらかということコーディネーターをしていく、皆様の意見を引き出していくということを得意としておりますので、何か私がすごいことを言うというよりも皆様が話をしやすいような環境を作り、福島県の森林・林業を良くしていく

のが、この審議会の会長となる私の仕事かなと思っております。

委員の皆様におかれましては、今後2年間、地域森林計画の樹立等に関しまして、それぞれの立場から御意見を頂戴していきたいと思っております。この地域森林計画が、福島県の民有林における森林整備等の目標等を明らかにするとともに、市町村が定める市町村森林整備計画の指針となるものでございます。

非常に重要な計画となるものでございますので、皆様の御意見、御尽力をお願いいたしまして、就任の挨拶をさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

司会

ありがとうございました。

(森林計画課  
主任主査)

それでは、福島県森林審議会規程の第4条により、「会長は会議の議長になる」と定められておりますので、これより議長を会長をお願いいたします。

どうぞよろしく願いいたします。

議長

(藤野会長)

それでは、規程に基づきまして議長を務めさせていただきます。

議事の進行につきましては、委員の皆様の御協力をお願いします。

続いての議事「会長代行の選出」に入ります。

選出方法については、会長と同様に委員の互選となっておりますが、どなたがよろしいでしょうか、お諮りいたします。

大波委員

森林審議会の委員を長年努めていらっしゃる、秋元委員にお願いしてはいかがでしょうか。

議長

(藤野会長)

ただいま、秋元委員との御提案がありましたが、他に御意見はございますでしょうか。

無いようですので、秋元委員に会長代行をお願いすることで、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、秋元委員よろしく願いいたします。

つづきまして、議事の2番目、「森林保全部会委員及び部会長の指

名」に移ります。

森林保全部会の委員及び部会長については、「福島県森林審議会森林保全部会規程」により、会長が指名することとなっておりますので、規程に基づき指名させていただきます。

なお、保全部会の委員数は7名といたします。

秋元公夫委員、今野万里子委員、齋藤澄子委員、酒井美代子委員、前後公委員、豊田新一委員、緑川平壽委員、こちらの7名にお願いしたいと思います。

なお、部会長は緑川平壽委員、お願いいたします。

就任に当たり、一言よろしいでしょうか。

緑川委員

只今、森林審議会森林保全部会長に御指名をいただきました緑川でございます。

前審議会でも森林保全部会長を務めさせていただきましたので継続になります。

森林保全部会委員の皆様の御協力をいただきながら職務を全うしたいと思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長

(藤野会長)

ありがとうございました。

以上で本日予定の審議を終了いたしました。

会議の円滑な遂行に御協力いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、議長の職を解かせていただきます。

司会

(森林計画課  
主任主査)

藤野会長、ありがとうございました。

つづきまして、次第5 「その他」に移らせていただきます。

それでは、事務局より説明させていただきます。

只今、資料を配付いたしますので、少々お待ちください。

配付しました資料は、先ほど決まりました森林保全部会委員名簿となります。

本日、森林保全部会委員に指名されました皆様におかれましては、本日午後2時よりこちらの会場において、第1回森林保全部会を開催いたしますので、引き続き審議についてよろしくお願いいたします。

ここで、森林審議会審議案件区分について、若干御説明させていただきます。

お手元の資料、森林審議会関係法令集 15ページをお開きくだ

さい。

表を見ていただきますと、表の左には審議事項区分、また、表の中央には審議区分が記載されております。上から2番目「森林法第10条2に規定する林地開発許可に関すること」を御覧ください。

表中央に記載されておりますが、森林審議会においては、開発行為に係る森林面積が200ha以上の事項を、また、森林保全部会においては、開発行為に係る森林面積が10ha以上200ha未満の事項について、御審議いただくこととしております。

少々お時間をいただきまして、林地開発制度について、森林保全課より説明させていただきます。

森林保全課  
副課長

森林保全課の宮田と申します。

お手元の資料、林地開発許可制度のパンフレットを御覧ください。

まず1枚目をめくりますと、林地開発というものがあるというものを対象とするのかというところで、「対象となる森林は？」という問いがありまして、林野庁所管の国有林、若しくは保安林以外については殆どが対象になっているということ、それから対象となる開発行為というのは、1haを超えて森林を開発する場合に、知事による林地開発の許可が必要になるということが記載されております。

もう1枚おめくりいただきますと「許可の基準は？」と記載があります。「森林の働きが失われないことです」という記載がありますが、この森林の働きについて4つのチェックポイントが下の方に図解で載っております。災害を防ぐための働き、水害を防ぐための働き、水を育む働き、環境を守る働き、この4つの審査基準に基づきまして、審査を行います。

森林法第10条の第2項には、これらの基準を満たした許可申請について、知事はこれを許可しなければならないとされております。

つづきまして、環境を守る働きの目安や、無許可で開発をしたときの手続きの方法など、簡単ではありますが記載があります。

林地開発制度というのは、森林の有していた機能を失うことなく適正な開発行為が行われるよう、審査を行うものだということを御理解いただければと思います。説明は以上になります。

司会  
(森林計画課  
主任主査)

それでは、これをもちまして本日の森林審議会を閉会いたします。森林保全部会の委員以外の方におかれましては、これにて解散となります。

お帰りの際は、十分お気を付けください。  
ありがとうございました。

(以上を以て閉会となる)

---